

原子力発第07078号
平成19年 7月17日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹

平成19年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での
火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年7月16日、新潟県中越沖地震の発生により東京電力柏崎刈羽原子力発電所において火災及び放射能漏れが発生したことにつきまして、経済産業省から同日付けで別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経 済 産 業 省

平成 19・07・16 第 2 号

平成 19 年 7 月 16 日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

原子力安全・保安院長 薦田 康久

平成 19 年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について

平成 19 年 7 月 16 日に発生した平成 19 年新潟県中越沖地震により、東京電力柏崎刈羽原子力発電所では、変圧器の火災が発生しましたが、同発電所自らが行う消火活動に出遅れが見られました。

また、同発電所では、放射能を含む水漏れが発生し、当該漏えい水が海に放出されたことに関する当院への報告に長時間を要しました。

こうした事態を受けて、甘利経済産業大臣からの指示を受け、貴社に対して以下のとおり指示します。

1. 原子力発電所内で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について早急に点検し、報告すること。
2. 放射能漏れ等の事故についての発電所から本社、本社から関係官庁への報告体制について、再度確認し、早急に報告すること。